

アスベスト問題連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 アスベスト問題について、情報の共有等による全庁的な対応を行うため、アスベスト問題連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について、連絡調整を行う。

- (1) アスベストに対する必要な対策に関すること
- (2) その他目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる部局の部次長及び政策管理室長補佐（これらの職を置かない部局にあつては、これらに準ずる職員）をもって組織する。

- 2 連絡会議の会長は、市民安全部次長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ指名された者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長が必要と認める場合は、関係者に連絡会議への出席を要請することができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、市民安全部防災危機管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 局 名	備 考
総務部	
総合政策部	
地域振興部	
市民安全部	
環境部	
健康福祉部	
経済産業部	
都市整備部	
上下水道局	
教育委員会事務局	
消防本部	